

週休2日工事の発注者指定型による発注にあたっての考え方

1. 発注方式

県建設部が発注する全ての工事を対象に、発注者指定型週休2日工事により発注することを基本とする。ただし、現場条件等からこれにより難しい場合^{注1)}は、施工者希望型週休2日工事で発注することができる。

なお、「週休2日工事実施要領」(以下、要領)第3(1)(ア)及び(イ)のいずれかに該当する工事は、発注者指定型週休2日工事の対象外とする。

2. 適用

令和5年10月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。

3. 対象外期間の明示等

要領第6の3に記載のとおり、当初発注時点においてあらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間がある場合は、現場説明書に記載する。

また、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間^{注2)}が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書(現場説明書等)に対象外とする作業と期間を明示する。

なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間^{注3)}を設定する場合は、必要最小限の期間にするものとする。

4. 工期の設定方法について

土木工事の工期設定にあたっては、「建設工事(建築工事を除く)に係る工期の設定方法等の一部改定について(通知)」(令和5年9月22日付け5建政技第163号)に基づき、適正に設定するものとし、工期設定に必要な現場条件について、現場説明書に記載する。

5. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、現場閉所が困難な工事^{注4)}については、例外的に週休2日工事対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。